1. 契約番号 125-〇〇

2. 工事名

125-〇〇 1-1主任監督員 〇〇工事その〇(〇〇) 部長補佐〇〇〇〇 平成〇〇年〇月〇〇日

考査項目	細別	該当 の有	特に優れて いる	優れ <sup>-</sup>	ている	他の評価に	該当しない	やや劣る	劣る	項目別評 ・価(点)	備考														
1. 施工体制	I. 施工体制一 般	無	5点	4.	点	3.	点	2点	1点	1四(点)															
			施工計画書をに判断する。)	工事着手前の通	<b>適切な</b> 時期に提	出しているか。	(余裕を持って扱	是出しているかり	内容も含めて総合的		・やや劣る:施工体制一般に関して、監督員等が文書(工事打合わせ														
			施工計画書の	内容と現場施工			簿)による改善指示等や 口頭指導を行った。																		
			下請けがある <sup>は</sup> <b>切な位置</b> に掲げ		の範囲を施工体	本制台帳及び施	工体系図に <b>適</b> り	切に記載し、施.	工体系図を現場の <b>適</b>		・劣る:施工体制一般に関して、監督員等からの														
			品質証明員が に機能している		型、品質等の研	確認を工事全般	にわたって <b>適切</b>	<b>川に</b> 実施して、証	E明に係る体制が有効		文書(工事打合わせ簿) による改善指示等や口 頭指導に従わなかった。														
				元請けが下請	けの作業成果を	- <b>適切に</b> 検査し	ているか。					・なお、評価項目が2項目以下の場合は平均点													
				緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかで <b>適切で</b> あるか。 現場に対する本店や支店による支援体制を <b>適切に</b> 整えているか。								で判定しないで全体を 見て評価する。													
				工事規模に応じた人員、機械等の配置が <b>適切で</b> あるか。																					
				工場製作期間における技術者の配置が <b>適切で</b> あるか。																					
																	機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等を含む)を <b>適切</b> に整えているか。								
					その他( )																				
	該当数	0	5~4.6点	4.5~4.1点	4.0~3.6点	3.5~3.1点	3.0~2.6点	2.5~2.1点	2.0~0点																
ツまのは田士汁	評価値		a 证件上(丰如)。	a`	b	p,	С	d	е		評価														

1. 契約番号 125-〇〇

1-2主任監督員

部長補佐〇〇〇〇

2. 工事名 OO工事そのO(OO)

• • •	ロロエ手での		<u> </u>								
考査項目	細別	該当 の有	特に優れて いる		ている	他の評価に	該当しない	やや劣る	劣る	項目別評 → 価(点)	備考
1. 施工体制	Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人	無	5点	4.	点	3.	点	2点	1点	一個(点)	
	等)		作業に必要な何	作業主任者及び	専門技術者を選	選任し <b>適切に</b> 配置	置しているか。				・やや劣る:施工体制一般に関して、監督員等 が文書(工事打合わせ
			現場代理人が	工事全体を <b>適切</b>	II <b>こ</b> 把握している	か。					(簿)による改善指示等や ロ頭指導を行った。
			書類整理、資料	斗整理が <b>適切に</b>	処理されている	か。					・劣る:施工体制一般に 関して、監督員等からの 文書(工事打合わせ簿)
			設計図書と現場	易との相違があっ	った場合は、監督	<b>緊員と協議する</b> な	などの対応を <b>適</b> り	切に行っているが	<b>ن</b> ۰۰،		による改善指示等や口頭指導に従わなかった。
	_		書類を共通仕権	様書及び諸基準	に基づき <b>適切に</b>	こ作成し整理して	いるか。			・なお、評価項目が2項目以下の場合は平均点	
			契約書、設計図	契約書、設計図書、適用すべき諸基準等をよく理解し、施工に <b>適切に</b> 反映しているか。 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を <b>適切に</b> 図っているか。							で判定しないで全体を 見て評価する。
			施工上の課題の								
			下請けの施工体制及び施工状況を把握し、 <b>適切な</b> 指導を行っているか。								
			主任(監理)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を <b>適切に</b> 行っているか。								
			その他( )								
	該当数	0	5~4.6点	4.5~4.1点	4.0~3.6点	3.5~3.1点	3.0~2.6点	2.5~2.1点	2.0~0点		
	評価値		а	a`	b	p,	С	d	е		評価

1. 契約番号 125-〇〇

1-3主任監督員

部長補佐〇〇〇〇

2. 工事名 OO工事そのO(OO)

考査項目	細別	該当の有	特に優れて いる	優れ <sup>-</sup>	ている	他の評価に	該当しない	やや劣る	劣る	項目別評	備考					
2. 施工状況	I. 施工管理	無	5点	4.	点	3.	点	2点	1点	── 価(点)	5					
			施工計画書が、	、設計図書及び	現場条件を <b>適り</b>	<b>別に</b> 反映したもの	)となっているか	\ <sub>0</sub>			・やや劣る:施工体制一般に関して、監督員等 が文書(工事打合わせ					
			現場条件の変々	化に対して、 <b>適</b> り		(第)による改善指示等や ロ頭指導を行った。										
			工事材料の品質	質に影響がない	いように <b>適切に</b> 係	R管されているか	<b>\</b> <sub>0</sub>				・劣る:施工体制一般に 関して、監督員等からの 文書(工事打合わせ簿)					
			日常の出来形	管理を設計図書	<b>表び施工計画</b>	書に基づき <b>適時</b>	、 <b>的確に</b> 行われ	にているか。			による改善指示等や口頭指導に従わなかった。					
			日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき <b>適時、的確に</b> 行われているか。								・なお、評価項目が2項 目以下の場合は平均。 で判定しないで全体を					
			現場内での整理整頓がに日常的に <b>適切に</b> 行われているか。 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が <b>適切に</b> 整理されているか。								見て評価する。					
			工事打ち合わせ簿等が不足なく <b>的確に</b> 整理されているか。													
			建設副産物の再利用への取り組みが <b>適切に</b> 行われているか。													
								工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策の建設機械及び車両を使用しているか。								
				その他(												
	該当数	0	5~4.6点	4.5~4.1点	4.0~3.6点	3.5~3.1点	3.0~2.6点	2.5~2.1点	2.0~0点							
	評価値		а	a`	b	p,	С	d	е		評価					

1. 契約番号 125-〇〇

2. 工事名 OO工事そのO(OO)

1-4主任監督員 部長補佐〇〇〇 平成〇〇年〇月〇〇日

			1						ī						
考査項目	細別	該当 の有	特に優れて いる	優れ <sup>-</sup>	ている	他の評価に	該当しない	やや劣る	劣る	┃ 項目別評 <b>-</b> 価(点)	備考				
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	無	5点	4.	点	3.	点	2点	1点	1個(从)					
			工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した <b>適切な</b> 工程表を作成しているか。								・やや劣る:施工体制一般に関して、監督員等 が文書(工事打合わせ				
			実施工程表の	作成及びフォロ・			かえ音(エ事打らわせ  簿)による改善指示等や  口頭指導を行った。								
			現場条件の変更への対応が迅速であり、施工の停滞が見られないか。								┃ ・劣る:施工体制一般に ┃関して、監督員等からの				
			時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が <b>適切で</b> あり、大きな工程の遅れはないか。								文書(工事打合わせ簿) による改善指示等や口				
			工事の進捗を早めるための取り組みを <b>適切に</b> 行っているか。								頭指導に従わなかった。				
			休日の確保を <b>適切に</b> 行っているか。								・なお、評価項目が2項 目以下の場合は平均点 で判定しないで全体を				
				計画工程以外の時間外作業がほとんど無いか。								見て評価する。			
							隣接する他の工事等との工程調整に <b>適切に</b> 取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。								
			地元及び関係機関との調整に <b>適切に</b> 取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。												
			工程管理を <b>適切に</b> 行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に好印象を与えた。 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕を持って工事を完成させた。												
			工事施工箇所にた。	が広範囲に点右											
			その他(				)								
	該当数	0	5~4.6点	4.5~4.1点	4.0~3.6点	3.5~3.1点	3.0~2.6点	2.5~2.1点	2.0~0点						
	評価値		<b>a</b> 亚/亚上/ 丰切 ) a	a`	b	p,	С	d	е		評価				

1. 契約番号 125-〇〇

1-5主任監督員

部長補佐〇〇〇〇

2. 工事名 〇〇工事その〇(〇〇)

考査項目	細別	該当 の有	特に優れて いる	優れる	ている	他の評価に	該当しない	やや劣る	劣る	項目別評 - 価(点)	備考
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	無	5点	4.	点	3,	点	2点	1点	(	
			災害防止協議会	会等を設置し、 <b>適</b>	切に実施してい	るか。(下請契持	約をしている工事	事が対象)			・やや劣る:施工体制一般に関して、監督
			安全教育及び	安全訓練等を <b>適</b>	切に実施してい	るか。					員等が文書(工事打合わせ簿)による改善
			新規入場者教育	育の内容に、当記	亥工事の現場特	性を <b>適切に</b> 反映	生を <b>適切に</b> 反映しているか。				指示等や口頭指導を 行った。
			安全対策を <b>適り</b> 点以上、発生し		・劣る:施工体制一般 に関して、監督員等						
			過積載防止に <b>減</b>	<b>適切に</b> 取り組んで	でいるか。						からの文書(工事打 合わせ簿)による改善
			仮設工の点検及	及び管理をチェッ	クリスト等を用し	ヽて <b>適切に</b> 実施	されているか。				指示等や口頭指導に 従わなかった。
			保安施設の設置	置及び管理を各	種基準及び関係	者間の協議に基	きづき <b>適切に</b> 実施	施しているか。			・なお、評価項目が2
			地下埋設物及び	が架空線等に関	する事故防止対	策に <b>適切に</b> 取り	組んでいるか。				項目以下の場合は平 均点で判定しないで
			建設労働災害刀	及び公衆災害の	防止に向けた取	り組みが顕著で	あったか。				全体を見て評価す る。
			安全衛生を確保	Ŗするための管理	里体制を <b>適切に</b>	整備し、組織的に	こ取り組んだか。				
			安全衛生を確保	<b>戻するため、他の</b>	模範となるよう	な活動に積極的	に取り組んだか	0			
			安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだか。								
			安全協議会で0	)活動に積極的	に取り組んだか。	0					
			安全対策に係る	る取組が地域か	ら評価されたか。	,					
			その他(			)					
	該当数	0	5~4.6点	4.5~4.1点	4.0~3.6点	3.5~3.1点	3.0~2.6点	2.5~2.1点	2.0~0点		
V + 0 + E + +	評価値	-	a	a`	b	p,	С	d	е		評価

1. 契約番号 125-〇〇

1-6主任監督員

部長補佐〇〇〇〇

2. 工事名 OO工事そのO(OO)

2. 工事句	しし工事での	$\frac{1}{2}$	<b>J</b> /							1 /2	JO#0700u
考査項目	細別	該当 の有	特に優れて いる	優れる	ている	他の評価に	該当しない	やや劣る	劣る	項目別評 (価(点)	備考
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係	無	5点	4,	点	3.	点	2点	1点	(	
									動切な対応を行った 点以上とする。)		・やや劣る:施工体制一般に関して、監督員等が文書(工事打合わせ簿)による改善指示等や
								合でも適切な対 ない場合は3点			口頭指導を行った。 ・劣る:施工体制一般に 関して、監督員等からの
			第三者からの苦情がないか。または、苦情に対して適切な対応を行っているか。(ない場合やあった場合でも対な対応を行った場合・・・3点以上、苦情の対応が適切でない・・・2点以下、但し受注者に責任のない場合は 点以上とする。)								文書(工事打合わせ簿)による改善指示等や口頭指導に従わなかった。
				・なお、評価項目が2項 目以下の場合は平均点							
			工事の目的及び内容を、工事看板等により地域住民や通行者等にわかりやすく周知しているか。								で判定しないで全体を 見て評価する。
			その他(				)				
	該当数	0	5~4.6点	4.5~4.1点	4.0~3.6点	3.5~3.1点	3.0~2.6点	2.5~2.1点	2.0~0点		
	評価値		a	a`	b Satisfaction	p,	С	d	е		評価

1. 契約番号 125-〇〇

1-7主任監督員

部長補佐〇〇〇〇

2. 工事名 OO工事そのO(OO)

考査項目	細別	項目	創意工夫事項リスト	評価	摘	要
5. 創意工夫	I 創意工夫	□施工関係				
			   施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫			
			コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫			
※週休2日制			土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫			
モデルエ事			設備工事における加工や組み立て等、又は電気工事における配線や配管等に関する工夫			
(受注者希望			照明などの視界の確保に関する工夫			
型含む)の場			仮排水、仮道路、う回路等の計画的な施工に関する工夫			
合は「週休2			運搬車両、施工機械等に関する工夫			
日制工事版」			支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工に関する工夫			
を使用するこ			盛り土の締め固め度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫			
کی، کی			出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫			
<b>C</b> 0			ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事		※本項目は2.5	ちの加占
			特殊な工法や材料を用いた工事		<u> </u>	W 02 VIII VIII
			優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事			
		口新技術活用			「施工希望型」等	
		関係	NETIS登録技術を「施工希望型」で試行及び活用した場合に評価する。		対象が直轄工事	
			「一下で生然   大川で、加工中生工」では「J. C. C. T. T. C. C. S. C. T. T. C. C. S. C. T. C. C. S. C. C. C. C. S. C.		県工事等は対象	<b>5</b> 外。
		□品質関係				
			土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫			
			は筋、PCケーブル、コンクリートの二次製品等の使用材料に関する工夫			
			配筋、溶接作業等に関する工夫			
		□安全衛生関				
		係	建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。		※本項目は2点	ちの加占
			安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)		八个头口1627	W 65 YH YW
			安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。			
			現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備に関する工夫			
			有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫			
			一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫			
			厳しい作業環境に関する工夫			
			環境保全に関する工夫			
		== \_\ == <i> </i>				
		記述評価			※本項目は2点	点以下の加
			評価欄に「1」又は「2」を入れると自動計算する。			
		評価点	評価欄に「「スは」と」を入れると自動計算する。	)	最大5点ま	での加点

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 評価は各項目において、1点、2点で評価し、最大5点の加点評価とする。
- ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、検査員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

1. 契約番号 125-〇〇

2. 工事名 ○○工事その○(○○)

1-7主任監督員 部長補佐〇〇〇〇 平成〇〇年〇月〇〇日

2. 工事名	しつエザ し	00(00)			一成しし年に	J/100F
考査項目	細別	項目	創意工夫事項リスト	評価	摘	要
5. 創意工夫	I 創意工夫	□施工関係				
			施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫			
			コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫			
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫			
※栃木県県			設備工事における加工や組み立て等、又は電気工事における配線や配管等に関する工夫			
土整備部週			給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫			
休2日制モデ			照明などの視界の確保に関する工夫			
ル工事試行			仮排水、仮道路、う回路等の計画的な施工に関する工夫			
			運搬車両、施工機械等に関する工夫			
要領によるエ			支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工に関する工夫			
事(受注者希			盛り土の締め固め度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 株工計画書の作成。 京真の管理等に関する工夫			
望型含む)で			施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫			
ない場合は			ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事	_	※本項目は2.5	ちかtm 占
			特殊な工法や材料を用いた工事		※平坦日は2月	はいがに
「通常版」を使			「何かなエル でったこます   優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事			
用すること。			接わりに  太門 ガストの おおりこし く 計画 するけ 入門 さ カン・ルーチー			
		□新技術活用		$\neg$	「施工希望型」等	NETIS登録は.
		関係	NETIS登録技術を「施工希望型」で試行及び活用した場合に評価する。	_	対象が直轄工事	
	I <sup> </sup>		INETIS宣欽技術で「旭工布室室」で試打及び沿州した場合に計画する。		県工事等は対象	外。
		□品質関係		+-		
		山田貝因际	土工、設備、電気の品質向上に関する工夫			
			コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫			
			鉄筋、PCケーブル、コンクリートの二次製品等の使用材料に関する工夫			
			配筋、溶接作業等に関する工夫			
		口安全衛生関		,		
		係	建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。		※本項目は2点	点の加点
			安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)			
			┃  ┃安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。			
			現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備に関する工夫			
			有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫			
			一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫			
			厳しい作業環境に関する工夫			
			環境保全に関する工夫			
		口油件。口	'메뉴o ロ레 丁吉 ( & ) 소 포 바스 페 〉 로 1月月間 記古 ᆦ A 間 O H ( O D   O O D = O O E A ) N L 房 ( 그 + 4 + 4 + 4 + 5 + 4 + 4 + 5 + 4 + 4 + 5 + 5		発注者指定型:4週	10仕土港の屋に
		□週休2日の	週休2日制工事(発注者指定型)で、現場閉所率が4週8休(8日/28日=28.5%)以上履行された場合:3点の加点		完注有指定型:4兆 の場合、加点なし。	
		現場閉所率	週休2日制工事(受注者希望型)で、計画する現場閉所率が4週8休で、4週8休以上履行された場合:3点の加点		受注者希望型:計	画する現場閉所蹈
			週休2日制工事(受注者希望型)で、計画する現場閉所率が4週7休で、4週7休以上履行された場合:2点の加点		未満の履行の場合	、加点なし。
			週休2日制工事(受注者希望型)で、計画する現場閉所率が4週6休で、4週6休以上履行された場合:1点の加点			
			【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載			
		記述評価				
		的從可們			※本項目は2点	点以下の加点
		評価点	評価欄に「1」、「2」又は「3」を入れると自動計算する。 評点合計	0	最大8点ま	での加占
1		計៕从	計点点前	U	取入の思す	、この川川
\*\*		<u> </u>   と剑 辛 テ ナ 声 <i>[</i> ]] ナ			-	

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 評価は各項目において、1点、2点又は3点(週休2日の休日の達成率の場合のみ使用)で評価し、最大8点の加点評価とする。
- ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
- ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、検査員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。